（第三者提供を受ける際の確認及び記録）

第30条　協会は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第27条第１項各号に該当する場合又は同条第２項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名

二　当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2　協会は、第三者から個人データの提供を受ける際の確認を行う方法は、確認を行う事項の区分に応じて、それぞれ次のとおりとする。

事項	方法
①　前項１号に該当する事項	個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法
②　前項２号に該当する事項	個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法

3　前項にかかわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して前項の方法による確認（当該確認について記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う場合は、当該事項の内容と当該提供に係る確認事項の内容が同一であることの確認を行う方法によるものとする。

4　協会は、前３項に基づく確認を行ったときは、以下の区分に応じて以下の事項を記録しなければならない。

一　法第23条第２項から第４項までの方法により個人データの提供を受けた場合（別紙９－１の「個人データ受領記録簿」に記録するものとする。）

①　個人データの提供を受けた年月日
②　当該第三者の氏名又は名称
③　当該第三者の住所
④　当該第三者が法人である場合は、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名
⑤　当該第三者による当該個人データの取得の経緯
⑥　当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
⑦　当該個人データの項目
⑧　法第23条第４項に基づき個人情報保護委員会による公表がされている旨

二　第27条第１項又は第28条に基づく本人の同意を得て第三者から提供を受けた場合（別紙９－２の「個人データ受領記録簿」に記録するものとする。）

①　本人の同意を得ている旨
②　当該第三者の氏名又は名称
③　当該第三者の住所
④　当該第三者が法人である場合は、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名
⑤　当該第三者による当該個人データの取得の経緯
⑥　当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
⑦　当該個人データの項目

三　個人情報取扱事業者ではない第三者から提供を受けた場合（別紙９－３の「個人データ受領記録簿」に記録するものとする。）

①　当該第三者の氏名又は名称
②　当該第三者の住所
③　当該第三者が法人である場合は、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名
④　当該第三者による当該個人データの取得の経緯
⑤　当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
⑥　当該個人データの項目

5　前項各号の記載事項のうち、既に作成した記録（保存している場合に限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。

6　第４項の記録は、次項又は第８項に該当する場合を除き、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。

7　第４項の記録は、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供（法第23条第２項から第４項までの方法により個人データの提供を受けた場合を除く。）を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

8　第４項の記録は、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に記録すべき事項が記載されているときは、当該書面をもって第三者から個人データの提供を受けたときの記録に代えることができる。

9　協会は、第４項又は第５項により作成した記録を、以下の場合に応じて、当該記録を作成した日から所定の期間保存するものとする。

場合	保存期間
①　本人を当事者とする契約書等に基づく個人データの提供の場合	最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して１年を経過する日までの間
②　個人データを継続的に若しくは反復して提供する場合	最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して３年を経過する日までの間
③　上記①又は②以外の場合	当該記録を作成した日から３年間

第４章　保有個人データの開示等の請求等及び苦情処理

（個人情報保護窓口の設置等）

第31条　保有個人データの開示請求、訂正請求、利用停止請求及びその他相談等に対応する窓口として、個人情報保護相談窓口（以下「相談窓口」という。）を貸金業相談・紛争解決センター及び都道府県各支部に置き、協会における個人情報の取扱い等に係る相談等の受付及び事務を行うものとする。

2　相談窓口の主たる住所、電話番号、受付時間は以下のとおりとする。

一　主たる住所　〒108―0074　東京都港区高輪３―19―15　二葉高輪ビル

二　電話番号　0570―051―051

三　受付時間　月曜～金曜　９時～17時（祝日、12月29日から１月４日までを除く。）